

改正

平成18年9月29日条例第57号
平成20年3月19日条例第9号
平成20年9月26日条例第36号
平成21年3月5日条例第8号
平成24年3月13日条例第7号
平成25年10月15日条例第36号
平成28年1月22日条例第1号
平成29年3月13日条例第4号

せたな町子ども医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子ども医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「子ども」とは、満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (2) 「保護者」とは、子どもの親権を行う者、後見人その他の者で現に子どもを監護する者をいう。
- (3) 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員であるときは、当該療養の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。ただし、当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- (5) 「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に法第67条第1項第1号に掲げる場合の区分（同項第2号に定める「政令で定める者」「政令で定めるところにより算定した所得の額」及び「政令で定める額」については、規則で定める。）に応じ、同項同号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (6) 「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- (7) 「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- (8) 「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては、同法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、せたな町の区域内に住所を有する世帯に属する子

どもとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除くものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている子ども

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している子ども（受給資格者の認定）

第4条 助成を受けようとする保護者は、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。

（助成の範囲）

第5条 町長は、第3条に規定する子どもに係る医療費（入院、入院外及び指定訪問看護に係るものに限る。）から、基本利用料、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額を、当該子どもの保護者又は保険医療機関等に対して支払うことにより行うものとする。

2 町長は、第2条第5号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

（助成の方法）

第6条 医療費の助成は、町長がその助成する額を受給資格者に支払うことにより行うものとする。

2 町長が特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず医療保険各法の規定により指定を受けた病院、診療所、薬局その他のものに支払うことにより行うことができる。

（助成の申請及び申請期間）

第7条 前条の助成は、保護者からの申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日から起算して、2年以内とする。

（届出の義務）

第8条 受給資格者が、その資格を喪失したとき又は届出事項に変更があったときは、保護者は、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

（助成金の返還）

第9条 町長は、偽りその他不正な行為により、第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大成町乳幼児医療費助成事業に関する条例（平成13年大成町条例第15号）、北檜山町乳幼児医療費助成に関する条例（平成6年北檜山町条例第20号）又は瀬棚町乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年瀬棚町条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年9月29日条例第57号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日条例第9号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月26日条例第36号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月5日条例第8号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月13日条例第7号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月15日条例第36号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成28年1月22日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のせたな町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月13日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

改正

平成18年 9 月29日規則第43号
平成20年 4 月 1 日規則第16号
平成20年 9 月29日規則第19号
平成20年12月30日規則第28号
平成24年 4 月 1 日規則第13号
平成25年 3 月21日規則第 2 号
平成28年 2 月 3 日規則第 2 号

せたな町子ども医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、せたな町子ども医療費の助成に関する条例（平成17年せたな町条例第69号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者の認定申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により、認定申請をしようとする者は、様式第1号による子ども医療費受給資格者認定（更新）申請書（以下「認定（更新）申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者又は被扶養者たることを証する書類（以下「被保険者証等」という。）

(2) 子どもの生計を主として維持する者の所得及び市町村民税の課税状況を明らかにする書類

2 町長は、前項の規定にかかわらず、認定（更新）申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができる。

(受給資格者の登録及び受給者証の交付)

第3条 町長は、条例第4条第2項の規定により認定したものについて、様式第2号の子ども医療費受給者資格台帳に登録するものとする。

2 条例第4条第2項の受給者証は、様式第3号による子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）によるものとする。

3 受給者証を損傷又は亡失したときは、様式第4号の子ども医療費受給者証再交付申請書を町長に提出し再交付を受けなければならない。

4 受給者証の有効期限は、毎年7月31日とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(受給者証の更新申請)

第4条 保護者は、受給者証の有効期限の後も引き続き医療費の助成を受けようとするときは、認定（更新）申請書に、第2条第1項各号に掲げる書類を添えて、受給者証の更新を申請（以下「更新申請」という。）しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、内容を審査し、有効期限の後も引き続き受給資格者であると認定したときは、受給者証を交付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、町長は、公簿等により更新申請に必要な事項を確認することができるときは、更新申請があったものとみなし、当該更新申請に係る手続を省略させることができる。

(受給者証の提示)

第5条 受給資格者は、医療を受けるときは、医療機関等に受給者証に被保険者証等を添えて提示するものとする。

(助成の申請等)

第6条 条例第7条に規定する助成の申請は、様式第5号による子ども医療費助成申請書に医療機関等で発行する一部負担金等を領収したことを証明する書類を添えて、これをしなければならない。

2 条例第6条第2項の規定により医療機関等が支払いを受けようとするときは、診療報酬の請求の例により北海道国民健康保険団体連合会（次条において「国保連」という。）又は社会保険診療報酬支払基金北海道支部（次条において「基金」という。）を通じて請求するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めた場合は、医療機関等が、様式第6号の子ども医療費

助成金交付請求書を町長に提出することによって行うものとする。

(助成額の決定)

第7条 町長は、前条第1項又は第3項の規定による申請があったときは、審査のうえ支払額を決定し、様式第7号による子ども医療費助成金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 前条第2項の請求に基づき、医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務は、連合会及び基金に委託して行うものとする。

(条例第5条第2項に規定する額等)

第8条 条例第5条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「政令」という。)第15条第3項の規定の例による。

(条例第2条第5号に規定する法第67条で定める者及び所得の額等)

第9条 条例第2条第5号に規定する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第67条第1項第2号の「政令で定める者」は、法第50条第1項第2号により認定を受けた者とし、法第67条第1項第2号の「政令で定めるところにより算定した所得の額」及び「政令で定める額」は、政令第7条の規定の例による。

(受給資格の喪失及び受給者証の返還)

第10条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) せたな町に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 条例第3条ただし書に該当するに至ったとき。

2 前項の規定に該当するときは、速やかに様式第8号による子ども医療費受給資格者に係る変更(喪失)届(次条において「変更(喪失)届」という。)を提出し、受給者証を町長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第11条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、変更(喪失)届を町長に提出しなければならない。

- (1) 加入している医療保険に変更があったとき。
- (2) 住所に変更があったとき。
- (3) その他申請事項の内容に変更があったとき。

(補則)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大成町乳幼児医療費助成事業に関する条例施行規則(平成13年大成町規則第5号)、北檜山町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(平成13年北檜山町規則第24号)又は瀬棚町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年瀬棚町規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月29日規則第43号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規則第16号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月29日規則第19号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成20年12月30日規則第28号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年4月1日から同年5月31日までの間は、別表（第2条関係）の規定中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。次項において「令」という。）第1条に定める額	児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第113号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。次項において「旧令」という。）第11条において準用する第1条に定める額（第11条において読み替えた後の額）
令第2条	旧令第11条において準用する第2条
令第3条	旧令第11条において準用する第3条

附 則（平成25年3月21日規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月3日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のせたな町子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。